

しがの里山や川を美しくする会・規約

2014, 6, 1改訂

第1章 総則

第1条 (名称)

この会は、しがの里山や川を美しくする会（略称：しがの会）と称し、事務局を大津市和邇高城363-6に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 (目的)

この会は、比良山系のふもとに暮らす市民が、地域の自然環境・生活環境、及び歴史的、文化的遺産を大切にし、持続可能で豊かな暮らしを実現するとともに、これを次の世代に継承することを目的とする。

第3条 (活動)

この会は、第2条の目的を達成するために、インターネット等を最大限利用し、次の活動を行う。

- (1) 環境問題の学習会、情報交換、情報の受発信にかかわる活動。
- (2) 子供たちの未来を育む、地域づくり、町づくりに関する活動。
- (3) 川の汚れや地域を美しくするための調査・パトロール、清掃活動、緑化・植花活動等。
- (4) 土砂の埋め立てや廃棄物から比良山系の自然環境を守るための活動。
- (5) 会員相互の親睦・その他、この会の目的を達成するために必要な活動。

第3章 会員及び役員

第4条 (会員) この会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員：この会の目的に賛同し、会費2,000円/年を納入して活動する個人。
- (2) 賛助会員：この会の目的に賛同し、賛助会費1口以上（1口、1,000円/年）を納入し、支援活動及びインターネット等による情報の受発信に協力する個人。
- (3) 通信会員：この会の目的に賛同し、地域の環境情報を希望される方。（会費は無料とする。）
- (4) 原則として特別の理由がない会費未納入者は、その資格は停止する。
(資格停止の正会員・賛助会員は通信会員とする)

第5条 (会員の入会及び退会) この会は、別に定める申込用紙に必要事項を記入して申し込み、理事会が前条各号にかかげる条件に適合していると認める時は、入会を認める。又、会員は事務局に連絡し、退会することができる。

第6条 (役員) この会に次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上。 (2) 監事1名以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長、一人を事務局長、若干名を会計とする。
 - 3 事務局長は、理事及び会員の中からスタッフを選び、事務局の職務を依頼することができる。
 - 4 この会は、理事会の承認により学識者を中心とした専門委員会を置くことができる。
 - 5 この会は、理事会の承認により顧問を置くことができる。
- 第7条 (役員を選任) 理事及び監事は総会において、正会員が選任する。
2. 理事長、副理事長、事務局長は理事の互選とする。監事は理事を兼ねることはできない。

第4章 総会・運営委員会及び理事会

- 第8条 (総会) この会は、毎年1回以上、会員による総会を開催する。
2. 総会では、規約の変更、事業計画および予算計画、事業報告及び収支決算、理事の選出等の重要事項を決定する。
 3. 議決は委任状を含む正会員の1/2以上の賛成により決定する。
- 第9条 (運営委員会) 総会を補完するものとして、全会員による運営委員会を開催し、会の意見集約を図ることができる。運営委員会には議決権はない。開催は理事会が決める。
- 第10条 (理事会) 理事会は必要の都度開催し、総会付議事項、総会で議決した事項の執行、会務の執行に関する事項を決める。理事会は運営委員会の意向を尊重しなければならない。
2. 理事会の議決は、理事の2/3以上の賛成により決定する。
 3. 理事会は議事録を作成しなければならない。

第5章 行動規範

- 第11条 (独自性の尊重) この会はお互いの独自性を尊重した上で、共同行動、及び、グループ活動に取り組み、お互いに誹謗・中傷等は行わない。
2. 理事会は、この規約に違反する行為が認められた会員に対し、活動の中止・警告・退会を行うことができる。

第6章 財政

- 第12条 この会は、会費及び助成金・寄付金で運営する。
2. 会計年度は毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。
 3. 会は年度末において、監事の監査を受ける。

以上__